

(第一類 第二号)

衆議院 地方行政委員会 議 録 第 十 五 号

昭和五十九年五月十日(木曜日)
午後四時五十四分開議

出席委員

委員長 大石 千八君

理事 日井日出男君

理事 谷 洋一君

理事 小川 省吾君

理事 草野 威君

大西 正男君

工藤 巖君

左藤 恵君

中川 昭一君

古屋 亨君

山岡 謙藏君

細谷 治嘉君

岡本 修三君

岡本 富夫君

吉井 光昭君

経塚 幸夫君

自治大臣 田川 誠一君

国家公安委員会 委員 長 三井 脩君

警察庁長官官房 長 太田 壽郎君

警察庁刑事局保 安部長 鈴木 良一君

自治大臣官房長 自治省行政局公 務員部長 中島 忠徳君

委員外の出席者

大蔵省主計局主 計企画官 藤井 誠人君

厚生省保険局企 画課長 多田 宏君

自治省行政局長 秋本 敏文君
務員部長 島村 幸雄君
地方行政委員会 調査室長

委員の異動

五月九日

大西 正男君

工藤 巖君

小杉 隆君

松田 九郎君

同日

天野 光晴君

河野 洋平君

原 健三郎君

宮澤 喜一君

同日

江崎 真澄君

五十嵐広三君

同日

月原 茂徳君

松前 仰君

補欠選任

天野 光晴君

宮澤 喜一君

河野 洋平君

原 健三郎君

同日

大西 正男君

小杉 隆君

松田 九郎君

同日

天野 光晴君

河野 洋平君

原 健三郎君

宮澤 喜一君

同日

江崎 真澄君

五十嵐広三君

同日

月原 茂徳君

松前 仰君

補欠選任

江崎 真澄君

五十嵐広三君

五月八日

重慶障害者の固定資産税非課税に関する請願

(愛野興一郎君紹介(第四一三五号))

同(岡田利春君紹介(第四一三六号))

同(齋藤邦吉君紹介(第四一三七号))

同(渡辺省一君紹介(第四一三八号))

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量

制限廃止等に関する請願(愛野興一郎君紹介(第四一三九号))
同(岡田利春君紹介(第四一四〇号))
同(齋藤邦吉君紹介(第四一四一号))
同(渡辺省一君紹介(第四一四二号))
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)
風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)

○大石委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。藤原哲太郎君。

○藤原委員 高齢社会を迎える我が国の公的年金制度のあるべき姿についての見解をまず伺っておきたいと思ひます。

特に、去る八日の審議では、田川大臣は年金の長期的な安定性と、それから整合性の確保とを答弁されておられるわけですが、整合性とは各種年金間の格差の是正という意味での御発言であるかどうか、その辺のことを含めまして、大臣の見解を承っておきたいと思ひます。

○田川國務大臣 今度閣議で決定をいたしました公的年金制度の改革につきましては、公的年金制

度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るために、計画的な改革を進めることになったわけでございます。

御指摘のように、公的年金制度は老後生活の支えとしてその重要性はますます高まっております。特に高齢化社会の到来を控えまして、その長期的安定を図っていくことが今非常に重要である、こういうような立場から年金制度の一元化を図っていくところでございます。

○藤原委員 今大臣からもちよとお話がありましたが、去る二月二十四日の閣議決定、すなわち、「公的年金制度の改革について」によれば、共済年金についても、昭和六十年には基礎年金の導入を図る等の改革を行おうとされておるわけでございます。自治省は、この閣議決定の具体化について、どのような方法でこの改革のための検討を行おうとしておるか、この機会に伺っておきたいと思ひます。

○中島政府委員 まず、厚生省の方から、現在基礎年金等を導入するという方向で法案が提出されております。その法案の審議の過程における議論というものをよく踏まえながら私たちが考えていかなければならないと思ひますけれども、とりあえず、その審議を待つということではなくして、現在関係各省の責任者と、そして専門家に集まっております。その過程におけるか、共済年金に基礎年金を導入するという前提に立ちました場合に解決しなければならぬ問題を整理し、それについての意見を交換するということを現在やっているところでございます。

○藤原委員 そういたしますと、本年十二月には年金の財源率の再計算を行うことになっておるわけですが、地共済は六十一年度から基礎年金を導入するのであるから、したがって、そ

第一類第二号

地方行政委員会議録第十五号

昭和五十九年五月十日

の再計算では当然基礎年金を見込むべきであると思ふのですけれども、その点はどういうお考えでございませうか。

○中島政府委員 基礎年金を導入するための法案を現在提出しているわけでもございませぬし、それが国会の御承認を得ているわけでもございませぬので、ことしの十二月に再計算の結果が出ますけれども、そのときには現在の制度というものを前提にしてやはり計算すべきだろうというふうに考えております。

○藤原委員 週日の八日の審議で御答弁をいたしておられるように、六十一年度以降の公的年金の一元化の段取りは未定であるという御答弁がありましたし、今現在検討しておるといふ御答弁もいたしておられるわけでもございませぬ。しかし、閣議決定や政府の方針からしても、この十二月の再計算時には、少なくともこの共済一元化も見込んで再計算すべきではないかと思われるわけでもございませぬ。自治省としても、最低十二月までは、いわゆる本年末までには共済の一元化をするか否か、するような方向をきちとるか、しないかということの明確な態度の決定を迫られるのではないかとこのように思ふのですけれども、決定をしなければ、これからの方向が決まっていけないわけでもございませぬので、この点についてのお考えを伺いたいと思ひます。

○中島政府委員 ただいま先生からお話のございましたように、仮に共済年金に基礎年金制度を導入するということになりますと、今国会が終わりますと、その審議の過程というものを私たちがよく勉強させていただきます。そのための準備といたしまして、恐らくことしいっぱいはもうこのこと、これからしばらく相当忙しいだろうというふうに思ひます。したがって、今先生がお話しになりましたように、ことしの十二月までの間に、両共済の統合の話とかあるいはまたその間の調整の話というのは、事務的に申し上げましても非常に難しいのではないかと思ひますが、恐らく先生が頭の中に描いておられますのは、自民党が

お決めになりました方針の中に六十四年というものをめどにいたしましたして両共済の關係整理をするということが書かれてありますので、そのことを念頭に置いておられるのかと思ひますけれども、自民党の方針としてはそういう方針というのを承知しておりますけれども、政府としてはまだそこまで決めておりませぬ。

私たちの方におきましては、今申し上げましたように、まず、来年に共済年金に基礎年金を導入するとして場合にどういふふうな物事を考えていくべきかというところの整理に全力を尽くしたいというふうに考えております。

○藤原委員 共済に基礎年金を導入しても、官民格差は依然として残っておられるわけでもございませぬ。つまり、基礎年金により基礎部分が同じになりましても、いわゆる二階部分は、共済と厚生年金とではそれぞれ違っておりますので、依然として格差は残るわけでもあります。この格差はすべて公務員制度の特長性によるものかと言ひ切れるものか、この辺の見解を伺っておきたいと思ひます。

○中島政府委員 率直に申し上げまして、実はそこらあたりが非常に難しい問題だろうと思ひます。と申しますのは、公務員年金というのは公的年金の一つでございませぬけれども、あわせて公務員制度としての性格も持つておる、そこに特殊性があるというところは、みんなそういうふうに言ひますし私たちが自身もそういうふうな考へているので、その特殊性というものが一体年金のどの部分にどういふような形であらわれるのかがよいのか、そしてあらわれたことに対して国民がどういふに理解を示し、どのように了解していただけたらいいのかというところは、これからの議論でございませぬ。

これからそういうものを私たちが議論しながら国民の前に提示して、その合意のもとに形成していかねばならぬ。これがこれからの改革に当たりまして一番難しい問題じゃないかというふうに思ひます。

○藤原委員 今もちょっと答弁をいただいたのですけれども、いま少し突っ込んで考えてまいりまして、いわゆる特殊性を將來どのように残していくかという考へ方が非常に大切になってくると思ふのですね。例えば、通常は国民年金が一階建て部分で厚生年金が二階建て部分となっておりますが、公務員の特長性ということで、共済年金の三階建て部分をさらに上げていくようにするの、その辺のところから非常に問題を残すところでもありますし、国民の側から見ても、その辺のところはどうなつて本当の一元化が進んでいくのであろうかというふうな考へ方を持つと私は思ふのです。

今の近代社会あるいは福祉国家をつくり上げるということになると、片面では、自分たちが病気になることになると、それから片側では、若いときは健康保険制度、それから年をとつてきたら年金で生活できるという、生活保障で食べられる状態をつくり上げる、そういう二本立てのものがきちんとでき上がつてまいらなければ、私は本當の意味の福祉国家ではないし、近代国家としての体制ではないというふうに思ふわけでもございませぬ。

その辺の国民的なコンセンサスを考へながら、しかも官民格差というものを十分頭に置きながら、国民の理解と納得を得られるような制度づくりに必要ではなからうか、素人でございませぬけれども、そういうふうに考へるので、その辺のお考へ方を含めまして、今、特殊性というものをどういふような形で残す、あるいはどういふ形のものか、一番ベターか、こういうことについてお考へがございませぬ。

○中島政府委員 改革するに当たりましての基本的な考へ方といひますと、国民に対して納得を得るべく努力しなければならぬというの、先生がお話になったとおりでございまして、そういう基本姿勢で臨んでいかねばならぬと思ひますが、具体的に今先生がお話しになりましたように、

に、二階建てにするのか三階建てにするのかというふうな議論も、専門家はいろいろなことを言っております。

ただ、私たちはそういう人たちの意見をいろいろ聞かしていただきまして、そしてそれぞれの意見の背後にある考へ方というのをもよく汲取いたしまして、どういふふうな構成していくのが一番納得が得られやすいかというところの研究を始めなければならぬと思ひますか、始めたところでもございませぬので、私たち、現在のところ、正直に申し上げますと、一つの考へ方を持つておられるわけでもございませぬ。そういうものを持ち合わせることはできません。そういうものを持ち合わせることはできません。そういうものを持ち合わせることはできません。そういうものを持ち合わせることはできません。

○藤原委員 八日の審議で地共済の年金の受給者の受給額といふものは、現役の給与に対して平均七八・五%という答弁がございました。現在厚生年金の場合には四五%ぐらいでありますから相当大きな格差が生じておられるわけでもございませぬ、このような格差が生じておられる原因についてお伺ひをしたいと思います。

また、仮に先ほどの主張を認めたとしても、私も、公務員といふゆる特殊性といふものを認めたとしても、昭和七十年まででこの特殊性を除いた部分を同一線上にすることができるとか、この見通しについて伺いたいと思ひます。同一線上にする努力といふものが、必要ではないかというふうに思ふのですけれども、お考へをお示しをいただきたいと思ひます。

○中島政府委員 先生が今お話しになりました数字を私たちが検討させていただきます。共済年金の平均受給額と厚生年金の平均受給額とがいろいろ違うという話がございますけれども、その理由といふのは二つございませぬ。一つは、先生がお話になりました。一つは、両者の加入期間の違いというところだと思ひます。もう一つは、先生がお話しになりましたように、七八・五と四五%という数字の違いは、七・八・五と四五%という

も、そのパーセントを出すときに、共済年金の場合には平均給料を使っておりますけれども、厚生年金の場合には平均給料のほかに各種手当が入っております標準報酬月額というのを使っておりますので、どうしても厚生年金の方のパーセントが下がるという結果になってまいります。

簡単に申し上げますと、一つは加入期間というのが違う、そしてもう一つは、標準報酬月額を使うか、平均給料月額を使うか、本俸を使うかという差異だと思えますけれども、加入期間でも、例えて申し上げますと、共済年金の場合には三十一年、片一方の厚生年金の場合には二十四年ということでございますので、そこらの違いも手伝いましてそういうパーセントの開きになっておるといふふうに御理解いただけないかと思えます。

○藤原委員 今の昭和七十年年度の線上に合わせるという話の方は……

○中島政府委員 大変失礼いたしました。線上に合わせるという話、どういふふうなことを理解するかということなのですが、一つの方法として、現在言われております基礎年金というものをすべての国民に保障しようじやないかということになりますと、すべての年金受給者、すべての国民に一つの基礎的なベースができるということになるかと思えます。その上にどういふふうな上に積み上げていくかという議論が、それぞれの年金制度の性格とかあるいはまた目的とか今までの経緯というものをとらえて議論されるんだと思えますけれども、その上に積み出すところがそれぞれの特色が出てくると思うのですが、それも私が先ほど申しましたように、もし違ふなら違ふだけの合理的な理由がなければならぬだろうといふふうに考えております。

〔委員長退席、白井委員長代理着席〕

○藤原委員 今回、共済と厚生年金との改定時期を合わせたのは、いわゆる公的年金の一元化を見越した処置であるように思われるのであります。この点どうなんでしょう。つまり、できることから順次取扱いをしていく、なし崩し的と言

つたら言葉がびたつとするかどうかわかりませんが、そういうような考え方があってはならないかというように思われるわけなんです、それならば大変問題があるわけでありまして、一元化の方針というのは国民も大変関心を持っておられるわけでありまして、したがって、国民にわかるような計画的に実施していく方針というものを示していくべきではないかというように思っております。すけれども、この点についての見解を伺っておきたいと思えます。

○中島政府委員 新法施行後の期間に係る年金改定の実施時期を四月にいたしました。厚生年金の方も四月実施ということになっておりますけれども、その両者が合致しておることとは将来の一元化ということを展望したからではないかというお話だと思えますけれども、実はそこまで考えてやられたわけではございません。私たちは非常に単純といえますが、国家公務員の共済年金制度というものと歩調を合わせるとか、他の共済制度と歩調を合わせるといふようなことで四月実施といふふうにしたと御理解いただきたいと思います。

○藤原委員 次に質問を進めてまいりたいと思えます。

被用者保険の本人負担のことについて伺いたいと思えます。これはもちろん今回医療保険の改正で現在審議中のものでございますけれども、これが成立することになれば、地共済は本年度に退職者医療制度に対し四百億円を拠出することになるわけでございますけれども、今度の改正が通ってまいりますと本人給付が十割から九割に下がる、したがって三百五十億円が浮くので実質五十億円の持ち出しという答弁があったわけでござい

ます。

この退職者医療制度の財源というものは、退職者の診療時の一部負担と国保保険料と被用者保険の拠出だけで賄うわけでございまして、退職者医療の性質からいっても、高齢に伴う医療費の支出というのは非常に大きいと思うのです。これに對して保険料の引き上げというものは、こういう退

職者医療という性質からいっても非常に困難だといふように思われるわけでございまして、したがって、被用者保険つまり地共済でプールしたもののなかから支払うことになりまして、しかし、支払いができないということになれば、当然現役の組合員の掛金の引き上げで対応しなければならぬような形になるのじやないか、地共済の短期の掛金率は従来以上に大幅に引き上げざるを得ないのではないかと、かように思われるわけでございまして、けれども、これについての御見解を伺っておきたいと思えます。

○中島政府委員 火曜日でしたか御質問がございましたので、今先生がお話しになりましたような御説明を申し上げます。

そこで、地共済としてはおおむね五十億程度の持ち出しになるだろうということですが、この退職者医療制度というものについて私たちがそんなに大きなことを言える立場でございませぬけれども、かつて我々の仲間であった人が卒業して、そして何らかの医療保険制度の恩恵に浴びなければならぬわけですから、その人たちが国民健康保険の方に入っていく、そして国民健康保険のお世話になるというふうにしていくのか、それとも国民健康保険の立場も考えながら、新しい制度をつくって、そしてそういう制度を生かすために、それぞれの保険制度が相互協力といえますが相互救済といえますか、そういう精神のことで助けたいかなければならないのかということ、それは、それぞれの立場によって考え方があり、また意見があるだろうといふふうに思いますが、私たちがいたしましては、相互救済、相互協力といふ考え方に基きましてできるだけの協力はしていくべきだろうといふふうに考えております。

そのときに、今先生がお話しになりますように、ある程度短期の保険料率にはね返ってくるのじやないかという御心配でございますけれども、今のところ、そういう心配がございまして市町村職員共済組合につきましては、これも先般御説明申し上げましたように、短期給付についての財源調

整という制度ができておりますし、それである程度の機能をこれからしばらく果たせるのじやないかというふうに思えます。地共済の世界の中においてできるだけのことをして、それでどうしてもいふときにはまたいろいろ相談を持ちかけるべきところがあるかと思えますけれども、今のところは我々の世界の中でできるだけの努力をしてみようといふふうに考えております。

○藤原委員 今の答弁で、その問題については大変前向きに対処していくということでございますが、私も、将来的に考えた場合、地共済の掛金を上げていかざるを得ないような状況が生まれてくるのじやないか、退職者の医療保険には現在でも国庫負担が導入されておられるわけでありまして、地共済の組合員の掛金の引き上げを幾らかでも軽減するために、新しい退職者医療制度に国庫負担の導入を新たに考え合わせながら取り組んでいったらどうかというふうに考えるのですが、この点のお考えはいかがでございませうか。

〔白井委員長代理退席、委員長着席〕

○多田説明員 このたびの退職者医療制度の創設につきましては、その財源と申しますか、この点は退職者自身の納めます国保保険料とそれから被用者保険から拠出していただく拠出金とで賄う、こういうことにはいたしておりました、国庫負担は導入しないことにはいたしておりました。

この点につきましては、医療保険に対する国庫負担といえますのは、制度が分かれていることによつて特に弱小な医療保険に對してその格差を正すの意味で国庫負担を投入する、こういうことが基本的な考え方でございます、今回の退職者医療といふのは、被用者保険全体がいわばスポンサーになってそしてOBの面倒を見よう、こういう形でございまして、被用者保険全体として見て、これが非常に弱小であつてはかよりも援助を求めなければならぬような集団であるかということになりますと、どうもそうも言えないということでございますので、ちょっと国庫負担という形はなかなかとりにくい、こういうふうな考え

わけてございます。

○藤原委員 去る四月二十七日に、厚生省はいわゆる医療政策の中長期ビジョンを衆議院の社会労働委員会の理事会に提出しておられるわけでございます。これによりまして、六十年代後半にはすべての医療保険の給付率を本人、家族とも八割程度に統一をする、また、負担面でも全医療保険制度の財源調整などを行うとされておりますが、自治省はこのような改革についてどのような見解をお持ちになつておられるか、伺つておきたいと思ひます。

○中島政府委員 厚生省が発表されました、私もそれを取り寄せて読ませていただきました。この面についての専門家でもございませんので、それほど先生に御満足いただけるような答弁ができるかどうか若干不安でございますけれども、それを読みますと、これから人口が高齢化していき、あるいはまた医学、医療が進歩していき、そして国民医療費が増大していくという前提に立ちまして、二十一世紀に向けて安定した保健医療制度を確立していこうじゃないかという考えで恐らくお出しになったのだらうというふうに思ひます。そのときに検討対象にされておる項目というのが、健康づくりの推進とか地域医療を確保するための医療供給体制の整備、あるいは将来にわたる医療費規模の適正化とか医療保険の給付と負担の公平化というようなことが挙げられておりますけれども、そういう項目はこれから我々が検討していかなければならない極めて重要な課題であるというふうに考へております。

私たちが、厚生省の方からその内容といひますか、背景になる哲学というのもまだ伺つておりませんので、できるだけ早くそういうものも教えていただきまして、勉強していきたいと思ひます。○藤原委員 どうも厚生省の方からも十分なるお答えがないようでございまして、今そういうお話でございまして、この機会に厚生省の方にちょっと伺つておきたいと思ひます。

このようにいわゆる国民生活に重大な関係のある案については、常識的には、それぞれ関係のところと十分相談しながら提出してくる、まとめてくるのが建前であるし、そうあらねばならぬと私は思ふのです。ところが、今のお話ですと、どうも健康保険法を通すために一時しのぎのごとく出てきたというような感じがしなくてもございせん。したがひまして、これは厚生省が相談しないで独自の案として出したものなのか。

それから、一例でありますけれども、給付率を八割程度に統一をするということになると、共済の本人の掛金は上がるのか下がるのか。あるいは、いわゆる共済年金では公務員制度に基づく特殊性を徐々に薄めていくにしても、形はしばらくの間残るだろうということでもございまして、そうなること、共済の医療保険については一体公務員制度の特殊性も考へるのか、あるいは考へないで八割統一という一つのことで押していくのか。この辺のことについて、ひとつこの機会に伺つておきたいと思ひます。

○多田説明員 お尋ねの第一点の方でございますが、この「今後の医療政策の基本的方向」と題する私どもの方の取りまとめた試案でございまして、この点は、健康保険法等の一部改正案をめぐる国会審議等を踏まえて、現段階で厚生省の描いている医療保険を中心とする保健医療政策の基本的方向を取りまとめたこととございまして、厚生省の試案という形で発表させていただいております。したがひまして、あくまでも厚生省の試案でございまして、関係各方面との協議や調整を経たものというわけではございません。それから第二点の、八割に統一したときに共済の掛金はどうかというお話でございまして、けれども、実はまだ給付率を統一した段階での財源の調整の仕方は、私どもの中でも確定的なものを持っておるわけではございません。六十年代後半にそういう方向を実現したいということとございまして、その場合に、その所要の財源は一体国庫負担でやれるものなのか、あるいは財政調整といつ

たような格好で、全制度が持ち寄るような格好で八割に統一を図るのか、あるいは制度を統合していくというようなことまで含めて全体としてその財源を見出ししていくのかといったようなことにつきまして、今後の医療費の動向、経済情勢の動向といったようなことを総合的に考へながら、特に財政の状況もにらみながらこれから検討していく問題であらうと思つております。

○藤原委員 今お話を承つてみると、割に正直なことを言つておられるわけなんです、同時に、医療保険の改正という面から見ればいまだ少し国民の前に明らかにならなければならぬ問題点があるんじゃないでしょうか。今のような雲をつかむようなことで健康の改正をしてほしいというのは、ちょっと無責任なような感じがいたします。ただ、正直に答弁されたというように理解をいたします。それでは、時間はできるだけ早くしたいと思ひます。大蔵がおいでになつておられると思ひますので、行革関連の特例法の問題について質問をいたしたいと思ひます。

先日の新聞報道によれば、大蔵省は、五十七年、五十八年、五十九年の三カ年に限り適用されている行革関連特例法の適用期間を延長する意向であるというような報道がございました。しかし、同法は、地方団体に対し国の補助率のかさ上げの六分の一カット、それから小中学校の四千人学級の凍結、そして公的年金の公的負担分をいわず四分の一カット等々、地方行政には大変大きな影響を与えるものであります。したがひまして、大蔵省は、同法の取り扱いについてこの新聞報道のとおりなのか、一体どういふお考えなのか。大変重大な関心を持つ事項でございまして、多分田川大臣も関心を持っておられるんじゃないかと思ひます。したがひまして、まず大蔵当局からこの新聞記事についての見解を求めておきたいと思ひます。

○藤原委員 答え申し上げます。新聞報道は私も承知しておるわけでございますが、行革特例法の特例適用期間につきまして、同法の制定当時、五十六年の十二月でございまして、その当時五十九年度までに特例公債依存から脱却するという方針でございまして、そういうこともございまして、その一つの区切りとして五十九年度までとしたわけでございます。これは先生の御承知のとおりでございます。ただ、今後、つまり六十年以降の財政改革の方策につきましては、当然のことながら、今後の財政改革全体をどのように推進するのかという観点から、今後政府内において財政状況とあるいは社会経済情勢等を総合的に勘案いたしまして検討すべき課題ではなからうかというように考へております。したがひまして、現時点で行革特例法につきまして、それに盛り込まれていく幾つかの施策の六十年以降の取り扱ひにつきましては、確たることを申し上げることはできないわけでございます。

いづれにいたしましても、昭和六十五年度特例公債依存体質からの脱却という新たな努力目標に向けまして、まず行財政の守備範囲を見直すというふうな見地から歳出構造の見直しを行うということに最大限の努力を重ねてまいりたいというふうに考へております。

○藤原委員 今、延長するとも、内容的にはいわず行革について今後努力していくということとございまして、私も、国も地方も、いわゆる行政改革で安上がりな政府をつくり、国民の信頼にこたえていくことが必要なのは言をまたないところでございまして、そういうようなことを一面では考へますが、他面では、やはり地方自治体の今の現状からいって、前にカットされた部分の中でも、少なくとも自治大臣としては、今後延長する場合は含めましても、どういふ問題についてはどうしてもやるという自治省の主張というものがあつてはなからうか、こういうふうに思つておられるわけではなからうか、そういうように思つておられるわけではなからうか、この辺の大臣のお考えをこの機会に伺つておられたいと思ひます。

○田川國務大臣 行政改革は推進をしていかなければ

ればならない緊急の課題でございます。また、行政改革に対する臨調や行革審の答申も尊重しては尊重しなければなりません。しかし、すべてをそれでは地方自治の立場から守つていかなければならない問題もございまして、また、答申は必ずしも地方自治に対して正しい認識のもとに答申をしたというものでばかりではないはずでございます。私どもの認識とは違つた点については了承することはできないわけでございます。

先ほどの行革の特例法の見直し、延長については、新聞でちよつと見ましたけれども、具体的に何ら話もありませんし、今後このような問題について協議があれば、その真意や説明を聞きたい、こういうこととございます。

○藤原委員 大蔵、厚生それぞれにまだお伺いをするということまで来ていただいておりますけれども、全体的に審議がおくれておりますので、以上をもつて質問を終わります。

○大石委員長 経塚幸夫君。

○経塚委員 まず最初にお尋ねをしたいわけですが、昨年の九十八国会におきましていわゆる連合会法が成立をいたしました。四月一日から発足を見ておるわけでありまして、この運営審議会の委員の人数の問題でございますが、委員会におきます答弁を見ますと、「連合会を組織する組合や組合員の意向が連合会の運営に適切に反映されることを基本といたしまして、任命側委員と職員側委員の別に、地方職員共済組合」云々、こう書かれております。

委員の顔ぶれを見ますと、東京都の職員代表が入つておられないように見受けられるわけでありまして、これは一体どういう事情になつておるわけですか。

○中島政府委員 先生よく御存じのように、十四人の委員をもって構成することになっておりましたが、そのうち七人を組合員代表ということで任命したいということを進めておりましたけれども、適任者が見当たらないので、今、一人任命がお

かれておるということとございます。

○経塚委員 そうしますと、現在の段階では適任者がおられない、しかし意向としては、適任者が見つかればあと一名東京都の職員代表として加える、こういうことですか。

○中島政府委員 職員側代表につきまして、職員側というか組合員代表というものの推薦を全国的な労働団体の方にお願いしております。その全国的な労働団体がどういふところから推薦されるかということになるかと思ひますけれども、そのときに恐らく全国的な労働団体は、理事者側といひますか、その方の委員の配分状況というものが参考にならざる推薦されるであろうというふうに思ひますが、必ずしもそこは私たちが職員側側の推薦の内容について立ち入つて指示する考えは持っておりません。したがひまして、できるだけ早く推薦していただいで、連合会の運営審議会ができるだけスムーズに完全な形でスタートするようにならば現在期待しておりますところでございます。

○経塚委員 御答弁にもございますように、推薦がございまして、できるだけ早く委員に加えていただきますようにお願いをしておきます。

○経塚委員 御答弁にもございますように、推薦がございまして、今回の改正に伴います年金額の問題についてお尋ねをしておきたいと思うのですが、人事院の勧告どおり実施するとなれば、総額は一体幾らぐらい必要になるわけですか。

○中島政府委員 九百七十億円というふうに推計しております。

○経塚委員 積立金は現在幾らあるわけですか。

○中島政府委員 五十七年度末の地方公務員共済組合全体で申し上げますと、九兆四千七百八十五億円でございます。

○経塚委員 そうしますと、必要な財源は九百七十億、そして積立金が九兆を超えておるわけでありまして、これはやろうと思へば財政的には人事院の勧告どおり六・四％引き上げができます。どうですか。

○中島政府委員 私たち、共済関係の制度改正を

するときにいろいろ考えなければならぬ要素があると思ひます。

一つは、やはりこの共済制度というのは他の年金制度との関係において考えなければならぬ。私が火曜日にいろいろ先生方に御説明申し上げましたように、今の公務員共済というのはその生まれた経緯から見てもいろいろな性格を持つて生まれてきています。ですから、地方公務員共済が単独にひとつ年金改定をしようじやないかというところはなかなか難しいような環境に置かれております。それが一つあるかと思ひます。

もう一つは、私たちが年金改定をするときに、それが後年度どういふふうな影響を与えていくのだろうか。今私は九兆ばかりの積立金があるというふうな申し上げましたけれども、その九兆余りの積立金というものは、実はこれから高齢化社会を迎えての財源としては貴重なものでございまして、それをどのようにならうかと使つていくかという問題も私たちが大きな責務でございまして、そこも考えながら、今申し上げました二つの要素を考えながら、どういふふうな改定をしていくかというのを決めていかなければならぬというふうに思ひます。

○経塚委員 額の改定については、将来財政運営がどうなるかというのを考慮に入れて検討されることはもとよりだと思ひますが、他の制度との関連という問題については、これはそれぞれ額の改定についての法律が固有にあるわけでは、例え恩給法には二条ノ二において恩給の額の改定の問題が書かれておりますし、それから地方共済については共済法によつて額の改定についてはどうなつておるかと申す。したがひまして、それぞれとの関連という問題があるとしても、額の改定によつて立つべき根拠は、地方共済法によつて額の改定をすべきだ、これを優先すべきだ。その点いかがですか。

○中島政府委員 地方公務員等共済組合法によつて額を改定すべきだということはおっしゃるとおりでございますけれども、それを行う場合には、やはり国家公務員共済との関係とかあるいはまた恩給との関係とか、そういうものを考えながら改定をしなければならぬというふうな考えでございまして、今までの地方公務員共済年金の改定につきましてもそういう経過が見られるところでございますので、私たちの今回の改定内容というものは、先生はそういうことはおっしゃらないと思ひますけれども、一応私たちが健全な良識に基づいて判断した結果だというふうな考えでおります。

○経塚委員 それぞれの制度にそれぞれの法律がある、逆に言えばそれぞれの法律があつてそれぞれの制度がある、こういうことになつておるわけですが、しかもその法文を見ますと、これは何れも他の制度との関連を考慮しながら額を決めなさいとは書いてないわけなんです。地方公務員等共済組合法七十四条の二によれば、「国民の生活水準」でしょう。「地方公務員の給与」でしょう。「物価その他の諸事情」でしょう。ここに、他の制度との関連を勘案の上とか調整の上とかいふ文言があれば別ですが、恩給の額については恩給法があり、地方共済については地方共済法に基づいて額の改定が文言として明文化されておるわけですから、何もほかを構わずにこれだけやたらいいじやないかと、私は極端には言ひませんが、それそれの生い立ちがあつて制度がつくられ、そして法律がつくられてきたという経過があるのですから、やはり私は配慮すべきだということになれば、他の制度との関連よりも、この地方共済の制度と共済組合法というものを優先させた上に立つて、さあどうなんだという改定をやるくらい腹を自治省が持たれないと、このままの状態であれば制度そのものの否定につながるのじやないかということを危惧するわけなんです。

お尋ねいたしますが、退職年金者の今日の生活の実態調査などは自治省としてはされておるわけですか。

○秋本説明員 退職年金者の生活実態についての

調査でございますけれども、共済組合を通しまして、その平均年齢でございますとか、それから家庭、世帯の状況でございますとか、それから平均の年金額でございますとか、その生活経費の実態でございますとか、それらを調査したことはございます。

○経塚委員 それは、一番新しいのは何年度の調査になるのですか。

○秋本説明員 ただいま申し上げました調査の最近のものは五十五年三月現在のものでございます。

○経塚委員 五十五年三月といいますが、四年間調査が行われておられないわけですが、これは今度の制度改正の問題も絡んでまいりますから、私は、自治省としては調査をされる必要があるんじゃないかと思っております。

といいますが、私ここに持っておりますのは、これは大阪府の市町村職員年金者連盟の加盟者五千名に対する調査でございますが、回答が二千五百人、アンケートを出しまして約八〇％が回答を寄せているわけですが、これを見せたいいただきます、大変深刻な状況だということを感じました。

といいますが、若干例を挙げてみますと、生活費について一機かかるのか、この調査ですが、夫婦の世帯で十七万円と答えておるのですね。これは人によっては、年金生活者で夫婦で十七万円、ちょっとかかり過ぎじゃないかとおっしゃる意見があるかとも思いますけれども、しかし、人間の生活というのは急にそんなに変わらるものじゃないわけですね。だから、こういう数字が出てくるのは当然だと思っております。

ところで、年金額については一体どういう額を受給しておられるのかという質問に対しては、月十五万円以下が何と六五％を占めておるのですね。六割五分が月十五万円以下なんです。生活の度合いにつきましての質問に対しては、これは平均でございますが、とてもできない、あるいは大変苦しい、こう答えた方を合計いたしますと、四四％で

すね、これは年齢は全部でございますから。ところが五十九歳以下になりますと、六〇％が非常に苦しい、やっていけない、こういう回答を寄せておられます。これは、年金受給額が月十五万円以下が六割五分で、生活費が夫婦で平均十七万円ということになりますと、こういう答えが出てくるのは当然だろうと思えます。

再就職したらどうなんだということなんです。この再就職の状況を見てみますと、六十歳代の後半では再就職できた人は三割なんです。これはもう当然年齢がいくに従って再就職できない、こういうことになっておられます。しかも約五三％が再就職によって得る収入は十三万円以下、こういうことになっておるわけです。

中でも私は大変だと思っておりますのは、現業労働者の状況は極めて深刻だと思えます。現業労働者、軽、重、それから水道の現場作業者、運転手等々見てみますと、百二十万円以下、月十以下というものが何と現業労働者の五七％。この月十以下というのは、課長級以上で退職した場合は一割五分であります。事務職の場合は約三割であります。ところが現業労働者の場合は、五七％が月十以下という状況なんです。

これはなぜこうなのかといいますが、退職するまでの勤続年数が非常に少ないわけですね。十九年以下で退職した人が実に三九％を占めております。それで、しかも退職の理由が、体力や気力の衰えというのが月十の年金額以下の人の中で五％を占めておるのです。つまり、現業労働者という体が疲弊せんばい、これ以上働けない、あるいは気力がついていけない、こういうことで勤続年限が少なくなっているんです。

そして再就職率はどうかといいますが、課長級以上の場合には五〇・七％が再就職、ところが現業労働者の場合は再就職できませんでした。一四・四％なんです。これは、特技がない、特別に買っていた技能の持ち合わせがない、こういうようなことで、管理職、技能者と比べますと現業労働者が退職後も大変苦しい生活を強いられてお

る。だから、現業で働いておる時代にはいろいろな面で格差、差別を受けながら、退職後はさらに大きな格差を受けておる、こういう状況が出ております。

最後に、希望を聞いたアンケートをとっておるわけですが、年金の引き上げを希望しておられますのが、年齢のいかんを問わず、平均すると八三・八％なんです。医療費の無料、これを要望されておられますのが、六十歳から六十四歳代で女性では四四・六％に上っております。この年代は当然無料化から除外をされておられますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年でございまして、つまり人事院勧告どおりの年金の引き上げが行われておった時代の調査なんです。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、今日、調査をすると思えばもっと深刻な状況が生まれてきておると思っております。したがって、今回の改正、二程度では物価の上昇にも追いつかない、やはり人勧どおり改正をすべきだということとあわせて、年金生活者の調査を改めてやる必要があるんじゃないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○中島政府委員 ただいま先生の方でお調べになりましたというか、入手されました貴重な資料を聞かせていただきまして、私たちが年金に関する仕事を一人といいたしまして、本当にいい話を聞かせていただいたというふうに思っています。

そこで、私たちの方も、五十五年から今まで調査をしていなかったわけですが、先ほど来いろいろ御答弁申し上げておりますが、年金についてこれから作業がございまして、できるだけ早い時期、五十五年に行いましたので、ひとつ来年の早々にも調査をするように考えてみたいというふうに思っています。

○経塚委員 次に、いろいろと質問が出ております制度の改正問題、改革問題についてお尋ねをしておきたいと思うのです。二月二十四日の閣議決定の文書を見ますと、五十九年は、国民年金、厚生年金は「共通の

基礎年金を支給する制度とする」とともに、厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金給付を行う制度。それから六十年は、この閣議決定によりまして、「共済年金については、上記の基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改正を行う。」それから六十一年度以降は、「給付と負担の両面において制度間調整を進める。」そして、最終段階は、七十年、「公的年金制度全体の一元化を完了させる。」こういうふうな順を追って制度の改革が行われるということになっておるわけでございます。

これは閣議決定でございますけれども、問題は、自治省として今日の地方共済の年金制度について改正の必要があると判断をされておられるのかどうか、この点はいかがですか。

○中島政府委員 改正する必要があるというふうな考えをしております。

○経塚委員 改正の必要がある。そうしますと、自治省としては、改正の必要をお考えになった以上は、どの点をどうすべきか、これは何も論議なしに、閣議決定でそうなっているから変えなければならぬという受動的なものじゃないと思えます。今の御答弁では、自治省として改正の必要をお感じになっておられる、こういうことですから、そうすると、一定の論議の上にならぬという結論が出たと判断ができるわけですが、現行共済年金制度でどの点にどんな問題があつて、これはどうしなければならぬという点はどうなんでしょうか。

○中島政府委員 先生のようにきちっと私たちが考えているのか、そこまで詰めて申し上げることができないわけですが、例えて言いますと、地方公務員共済の年金だけの将来について考えましても、恐らくこれからは組合員数というのはそんなにふえていかないだろうというふうには思っています。けれども、一方、年金の受給者というのはもうどんどんふえていっている。例えて言いますと、地方公務員共済の場合だけでも、昭和五十年時点では四十七万人ばかりの受

給者でございましたけれども、五十七年現在の受給者はもう八十七万人になっておるわけですから、この受給者もこれからどんどんふえていくだろう。母集団というのは増加しないけれども、年金受給者はどんどんふえていく。しかもその余命というのは非常に長くなっておりまして、これから年金を受けることになる人たちは、定年制の延長等もこれあり、在職年数がますます長くなって、このままの制度では年金額も高くなっていくだろうと思えます。

一方、その年金を賄うべき掛金といいますが、現職公務員の負担というものは、一昨日御議論がございましたように、長い将来を考えました場合に、そんなに理論計算とおりの負担というものを、お願いすることができるとかどうかという不安もございまして。

したがって、あれこれ考えますと、やはりこの際共済年金についても考え直す必要があるだろうという意味において私たちはいろいろ議論し、共済年金についても改正する方がいいのじゃないかというふうな考えをおるわけでございます。

○経理委員 そうしますと、負担金の問題、それから年金の支給額あるいは報酬に対する支給率の問題、大体この二本の柱と考えていいわけですか。

○中島政府委員 公務員共済年金の改革を議論します場合には、いろいろ検討しなければならぬ事項があると思えます。例えて言いますと、制度の基本的な仕組みをどのようにしていくのかというふうなことを考えなければなりませんし、公務員制度の環としての特殊性をどういうふうにとらえ、どういうふうな制度化していくのかということもございまして。あるいはまた、現在非常に盛んに言われております官民格差の議論もございまして、そういう官民格差の議論に対してどういうふうな対応をいくかということの整理もしなければなりませんし、あれこれいろいろ検討しなければならぬ問題がありますから、そういうもの

を含めまして、この際全般的に検討する必要があるのではないかと考えておるわけでございます。

○経理委員 大蔵省の方から、共済年金制度基本問題研究会の「意見」が五十七年七月十四日に出しておりますが、これについては自治省としては御検討なさったのですか。

○中島政府委員 年金関係の仕事をしておる者はもちろんそれを何遍も読みまして、私たちが考えるところがございます。ただ、自治省としてそれについて何か見解を持っておるかと言われますと、そういう見解は持っておりません。先生が、もしその研究会の報告の中で、この部分についてというお話でもございまして、非常に突然の御質問をいただくわけでございますけれども、ここで答えたいというふうな感じがいたしますらお答え申し上げます。

○経理委員 この大蔵省の方の研究会の提言、意見の中には、地方共済に關しまして極めて重大な意見、提言が行われておりますので、私はもうこれについては、一年半以上たつておるわけでありまして、当然——六十年年度の制度改正の立案まで本当言えども半年そこそこです、六十年年度、来年の国会にかけるといふことになれば、したがって、ある程度の議論が行われているんじゃないかというふうな考えておったわけでありまして、今具体にお尋ねあれはということでありまして、ちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

この中で、例えば給付の算定方式につきまして、定額プラス給付方式に統一する。現在、いづれを選択するかは自由になっておりますが、いわゆる今日の厚生年金の算定方式、これに統一をする、こう書かれておりますが、この点はどうですか。

○中島政府委員 定額プラス報酬比例という方式は、先生もよく御存じのように、どういう背景で生まれてきたかということなんですが、公務員の在職中の給与というものの高低がそのまま年金額に反映しないようにという配慮で生まれてきたものでございまして、そういう背景を考えますと、私は、その方式は、これからの年金制度の上においても、特に低額な方といえますか、そういう方のためには必要な制度じゃないかと思えます。それと今の基本ルールの方とどちらが有利かということ、今選択制に任ざれておりますけれども、それをどうするかということについて私たちが一定の結論を今持っているわけではございません。これからの検討事項だということをお考えいただきたいと思えます。

○経理委員 検討事項だと書かれますと聞いようがないわけでありまして、それですから、私がお尋ねいたしましたのは、もう一年半もたつていて、六十年年度改正の案をつくるまであと半年あるかないかという状況ですと、このこと一つとつて見ても、これを一本化するということになれば、現在の地方共済から見ますと、このこと一つとつて見ても大問題なわけです。だから、これは当然早く見解を持って仕かるべきだ、こう考えておったわけでありまして。

それから、次は併給問題についてですが、これもやはり大蔵の方は書いていますね。併給問題につきましても、重複年金の合理的整理ということ、前提として考えられますことは、併給は認めない、これも一本化するというふうな受け取れるわけですが、この点はどうなですか。

○中島政府委員 この併給調整の問題につきましては、いわゆる年金の官民格差論に關しまして現在非常に強い議論がございまして、併給調整というものをこの際共済年金についても考えなければならぬという強い意見がございまして、したがって、私たちが方もそういう世論を受けて検討しなければならぬという考えておりますけれども、その併給調整につきましても、現在の時点においては、こうする、ああするという結論を持ち合わせておるわけではございません。

○経理委員 あと、大蔵の見解としてはスライド問題も出されております。これも再検討されると

いうことでありますが、閣議決定では、基礎年金を共済年金にも導入するということが一つの柱であります。この趣旨に沿って六十年年度の共済年金の改正問題が提起されておるわけでありまして、何にも検討するモデルがなくて白紙の上へ絵をかきという問題でなしに、今回提案をされております国民年金等改正に關するこの法案が一定の検討の根拠になってくる、これはもう当然だと思っております。今回、五十九年度にこの改正案が提案されておらなければ、六十年年度に改正をする方向としては一体どういう方向なのかは、それぞれ共済は共済、厚生は厚生、国民年金は国民年金で白紙の上で検討を進めることになりまして、一定のモデルが五十九年度改正案として今回提起されてきております。閣議決定もその趣旨に沿っての改正だ、こうなっておるわけですね。

ということになりますと、自治省の方としては、六十年年度共済年金制度の改正にどう取り組むべきかということをごよほど腹をくくって深く検討しないと、大変なことになるのではないかと。例えば掛金問題について言いますと、今回の厚生年金の改正では一〇・六％が一・二・四％になり、さらに最終では二・三・九％になるわけで、共済の現行一〇・一ないし一〇・五が一体どうなるのかという問題が出てまいります。こういう問題は、もう検討は始めているのですか。

○中島政府委員 共済年金の改革後の案がどういうふうになるかということがはっきりいたしませんと、今先生が御指摘になりました掛金負担の問題が議論できませんので、私たちがそれはあわせて議論しなければならぬ問題だと思っております。

最初に先生がお話しになりましたように、公務員の共済年金制度といいますが、公的年金制度のあり方についてこれから改革しなければならぬというのにはまさに大問題でございまして、私もこれは大変なときにその責任者にされたという感を今深くしておりますが、できるだけ頑張ってやっつけていきたいと思います。

○経塚委員 決意は後ほど伺いをいたしますけれども、その前に聞いておきたい。

もう一つ大きな問題は、公費負担の問題です。今回の国民年金等の改正で、厚生年金への国庫補助の問題をどう見ますとこれは歴然としてまいりますが、現行厚生年金については支給額の二〇%、これが国庫補助ですね。国民年金は三分の一。ところが、今回の改正では基礎年金に当たります五万円に対する三分の一という国民年金の現行国庫補助だけが生きて、厚生年金の支給額に対する二〇%が消えてしまったのです。そうすると、この基礎年金を共済に導入した場合に、現行の公費負担一五%台のものがこの基礎年金の五万円に集約されてしまうのです。厚生年金や他の制度とのつり合いというのは、先ほど私の、人勤どおりやったらどうなんだというところについて、他の制度との調整とありますが、当然他の理由に挙げられたわけでありまして、当然他の制度との調整ということになってまいりますと、今回の五十九年度の改正をにらみながら共済の改正も行われなければならぬということになります。公費負担はどうなりますか。

○中島政府委員 次から次に非常に難しい問題を矢継ぎ早に質問されますので、私もなかなか答弁に困るわけですが、ただ、現在私たちは公務員共済年金の改革後の姿について手元に要綱を持っていて、あるいはまたさらに進んで法案を持っているとかいうわけではございませんし、先生が今御指摘になりましたような問題は、恐らく法案要綱、法案の骨子をつくるべきの極めて重要な問題になるだろうと思っております。ですので、先生には非常に申しわけないのですが、今、今のところその辺について責任者として答弁できるだけの検討結果を持っておりませんので、御勘弁いただきたいと思っております。

○経塚委員 まだそこまでの段階に至っておらないということですが、例えば今回の厚生年金の改正を見ますと、標準年金十七万六千二百円といたしますと、標準年金支給額の二〇%でい

けば三万五千二百四十円、こうならなければならぬですが、ところが、基礎年金の五万円の三分の一だけが生きて二〇%が消えましてから、十七万六千二百円に対しては幾らかの額、何%になるかといえ、一万六千六百五十円、二〇%がわずかに九・四五%になってしまおうのです。

それでは年を重ねていきますと、最終的には、何と二十年後に国庫補助の負担が七兆円減額されることになるのです。七兆円減ることになるのです。どうも今回の改正は、初めにこれがありきじゃないかと思われれるのです。いかにして国庫補助を減らすかという前提に立って、一階建て、二階建てが組み立てられていったやに受け取られるわけでございます。大臣は首をかしげておられますが、どうもそこを勘ぐらざるを得ないわけですね。そうすると共済の場合の公費負担、今日一五%台が一体どうなっているのかという問題が生まれてまいりますから、お尋ねをしたわけでございます。時間も参りましたので、私は大臣にお尋ねをしておきたいと思うのですが、支給額の問題、負担金の問題、それからいわゆる公費負担の問題、こういうものを今提起されております年金等の一部改正法案を根拠として共済年金と比較してみますと、検討すれば検討するほど大変な問題が次々と出てくるわけでありまして、しかも、申し上げましたように、成果を得るまでにはあと数カ月しか時間的なゆとりがない。しかも、一たん決まれば、まさに総理が何回も答弁しておっしゃっておりますように、二十一世紀を展望してどころか、五十年、百年を展望しての改正になってくるのです。現に百年後の数字も今回の改正案では出されてきておるわけですね。

だから、これが恨みを買う結果になるか、いい制度改正になるかということ、田川自治大臣と公務員部長の双肩にかかっていると承知いたします。恐らくこれから三十年、四十年先になって、現在公務員の方が退職されて年金を受ける際に、中曾根総理の名前をお忘れになっても、中島公務員部長の名前は恐らく忘れないだろうと思っております。

大臣もそうでございますけれども、いいものを残せば、ありがたやありがたやということになりませんが、恨みをかうようなものが残ったのでは大変なことになると思っております。どうですか、ひとつそういう展望の上に立って、十分広く慎重な検討が必要だし、特に私は、現在の組合員はもとより、今年度で生活をされておられる退職者の方々の意見も、この際調査を含めまして広くくみ上げることが大変大事な時期だと考えておりますが、大臣の御所見を承りたいと存じます。

○田川国務大臣 これからの公的年金制度の改革は、制度全体の長期的な安定と整合性ある発展を図ることによりまして、国民生活の安定、充実に資すること、これがあくまで目的でございます。御懸念のようなことはございません。

私どもも、公務員の老後、国民の老後、特に高齢化社会の到来を間近に控えて、老後の生活の支えとしての公的年金制度の役割、こういうところが非常に重要になってまいりましたので、これまでの御議論を踏まえましてやっておりますことをお誓い申し上げる次第でございます。

○経塚委員 終わります。

○大石委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○大石委員長 この際、本案に対し、自由民主党・新自由国民連合を代表して西田司君より修正案が提出されております。

修正案の提出者から趣旨の説明を聴取いたします。西田司君。
昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○西田(司)委員 たいま議題となりました修正案につきまして、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本修正案は、委員各位に配付されておりましたとおりですが、政府原案では「昭和五十九年四月一日」と定められております施行期日につきまして、既にその日が経過しておりますので、これを「公布の日」に改めるとともに、これに伴いまして所定の規定の整備を行おうとするものであります。

以上が修正案の提案の趣旨及びその内容であります。何とぞ、御賛成くださいますようお願いいたします。

○大石委員長 以上で修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○大石委員長 これより討論に入ります。原案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、これを許します。経塚幸夫君。

○経塚委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案並びに同修正案に対しまして、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、年金の額の改定についてでございますが、平均わずかに二%という引き上げでは、到底退職年金生活者の生活を保障できないからであります。

消費者物価は、五十七年度二・四%、五十八年度は一・九%と、二年合わせまして四・三%上昇しており、さらに、五十九年度は公共料金が相次いで引き上げられようとしており、負担増は必至であります。にもかかわらず、年金額の引き上げは、五十八年度は人勸凍結に倣ってゼロであり、五十九年度は人事院勧告六・四%を大きく下回

り、物価上昇分にも追いつかず、実質的には五十七年度より後退することは明らかであります。第二に、もしこのような状態を続けるなら、憲法で保障された生存権に基づく社会保障制度の一環としての共済年金制度そのものを否定することになるからであります。

地方公務員等共済組合法七十四条の二には、「物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずる」と定められており、五十七年までは人勸どおり額の改定を実施、経済変動に応じて老後を保障するという共済年金制度を守つてきておつたのであります。

ところが、五十八年度の凍結に続き、今回のように人勸を大きく下回り、物価上昇にも追いつかない改定では、共済組合法の精神と慣例を踏みにじり、社会保障制度そのものを否定するものと言わなければなりません。それはまた、何のために長年にわたつて掛金を掛けてきたのかと、共済制度そのものへの不信となり、公務員制度の一環としての共済制度の存立そのものに影響することとなるからであります。

共済年金制度は、政府のそのときどきの政策によつて安易にゆがめられてはならないものであり、共済組合法と慣例によつて人勸どおり改定されるべきであります。

以上が反対の理由でございます。
○大石委員長 これにて討論は終局いたしました。
○大石委員長 これより採決に入ります。
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。
まず、西田司君提出の修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立多数。よつて、西田司君提出の修正案は可決されました。
次に、ただいま決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。
お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大石委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。
〔報告書は附録に掲載〕

○大石委員長 これより、内閣提出、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を求めます。田川國務大臣。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕
○田川國務大臣 ただいま議題となりました風俗営業等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
現行風俗営業等取締法は、キャバレー、料理店、ダンスホール、パチンコ屋、マジシャン屋等を都道府県公安委員会の許可に係らしめてはるか、深夜飲食店、個室付浴場、ストリップ劇場及びモーテル営業についても一定の事項について規制を行つております。

しかしながら、最近、同法の対象となつてゐる営業のほか、あからさまに性を売つたに似た産業等、善良の風俗及び少年の健全な育成の上から問題の多い営業が増加しておられ、現行法の上からうな営業が野放しになつておられることが、風俗環境を害しているだけでなく、少年非行が昭和五十五年以來四年連続最悪の記録を更新している大きな要因の一つとなつておられると考へられます。

この法律案は、このような少年非行の増大と風俗環境の変化という実情にかんがみ、題名の変更及び目的規定の新設、風俗営業に関する規定の整備、深夜における飲食店営業の規制等に関する規定の整備等を行うことをその内容とするものであります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。
第一は、題名の変更及び目的規定の新設であります。これは、法律の題名を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に改め、この法律の目的を、風俗営業及び風俗関連営業等に関し、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止のための措置を講ずるとともに、風俗営業の業務の適正化を促進する等の措置を講ずることと明定したところであります。

第二は、風俗営業に関する規定の整備であります。その一は、許可対象の整備であります。これは、ゲーム機賭博や不良少年のたまり場となる等のおそれがあるところからゲームセンター等を新たに許可対象営業とするものであります。その二は、営業手続等の整備であります。これは、従来都道府県の条例に委任されていた許可の基準を整備し、特に、新たに欠格事由として、暴力団員、覚せい剤中毒者等を加えることとするほか、許可手続の簡素化、相續の承認等の規定の整備を行うことをその内容としております。

その三は、風俗営業者の遵守事項及び禁止行為の整備であります。これは、現在条例に委任されているため、各都道府県によつてまちまちであり、また、実情にない点も生じていた遵守事項について整理し、法律に規定したものであります。

その四は、遊技機の認定、検定等に関する規定の新設であります。これは、公安委員会は、営業所に設置する遊技機について、著しく射幸心をそそぐおそれがない旨の認定をすることができ、また、遊技機を製造し、または輸入する者は、遊技機の型式について、技術上の規格に適合しているか否かについての検定を受けることができることとする等をその内容としております。

その五は、営業所の管理者についての規定の整備であります。これは、風俗営業の営業所ごとに管理者を置くこととし、管理者は、風俗営業者またはその使用人等に対して、これらの者が法令の規定を遵守してその業務を実施するように、助言、指導等を行うものであります。

その六は、指示及び行政処分に関する規定の整備であります。現在、遵守事項の違反には法律及び条例の規定により直接罰則が科せられておりますが、この制度を大幅に整理し、原則として、遵守事項違反については、指示及び行政処分をもつて対処することといたしました。

第三は、風俗関連営業に関する規定の整備であります。その一は、個室付浴場、モーテル営業のほか、いわゆるストリップ劇場、のぞき劇場、ラブホテル、アダルトショップ等に関する定義規定を整備することとあります。その二は、風俗関連営業者は、営業所ごとに特定の事項を都道府県公安委員会に届け出なければならぬこととするものであります。その三は、風俗関連営業に関する規制事項の整備であります。これは、風俗関連営業については、学校、官公庁その他特定の施設の周辺または条例で定める地域においては営業を禁止すること

とするほか、十八歳未満の者を営業所に立ち入らせてはならないこととする等年少者をこれらの営業から隔離することをその内容としております。

その四は、風俗関連営業に対する指示及び行政処分の規定の整備であります。これは、都道府県公安委員会は、風俗関連営業者が、この法律に違反する行為等を行った場合には、必要な指示をするができることとし、また、指示に違反した場合及び一定の犯罪を犯した場合には、八カ月以下の営業停止処分等を課することができることとする。また、営業停止処分をした場合には、これを公示するために、当該処分に係る営業所に一定の標章を張りつけることとするをその内容としております。

第四は、深夜における飲食店営業の規制等に關する規定の整備であります。

その一は、深夜飲食店営業者の遵守事項及び禁止行為についての規定の整備であります。これは、従来条例に委任されていた遵守事項を整備するとともに、午後十時以降、常態として通常主食と認められる食事を提供する営業を除き、原則として年少者を客として立ち入らせ、または客に接する業務に従事させてはならないこととする等必要最小限の規制を法律により規定すること等をその内容としております。

その二は、バー、酒場等の酒類提供飲食店営業を深夜において営もうとする者は、特定の事項を都道府県公安委員会に届け出なければならないこととするであります。

その三は、深夜飲食店営業者等に係る指示及び行政処分についての規定の整備であります。

第五は、少年指導委員及び風俗環境浄化協会に關する規定の新設であります。

その一は、少年指導委員に關する規定の新設であります。これは、少年の指導等の活動に民間ボランティアの活力を導入し、これを促進するために設けたものであります。

その二は、風俗環境浄化協会に關する規定の新設であります。これは、公安委員会が善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された法人を風俗環境浄化協会として指定し、そこに、風俗環境に關する苦情の処理や法律違反防止のための啓発活動、講習、調査の委託を行うなどして、広く民間における浄化活動を促進するための制度として規定するものであります。

以上の措置に伴い、警察職員の立ち入りに関する規定の整備、聴聞の規定の整備、手数量に關する規定の整備、罰則の整備等所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から六カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、施行の際に現に風俗営業者である者は、改正後の規定による許可を受けて風俗営業を営んでいる者とみなすこととする等所要の経過措置を設けております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○大石委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十八分散会

昭和四十二年四月以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正

案

昭和四十二年四月以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条第一項中「昭和五十九年四月一日」を「公布の日」に改め、同条第二項中「第三条の規定」を「第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（次条において「改正後の法」という。）第

百四十四条第三項及び第百四十四条の十一第四項の規定は昭和五十九年四月一日から、第三条の規定に、「昭和五十九年三月一日」を同年三月一日に改める。

附則第二条中「第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法」を「改正後の法」に改める。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 風俗営業の許可等（第三条―第十一条）

第三章 風俗営業者の遵守事項等（第十二条―第二十六条）

第四章 風俗関連営業等の規制

第一節 風俗関連営業等の規制（第二十七条―第三十一条）

第二節 深夜における飲食店営業の規制等（第三十二条―第三十四条）

第三節 興行場営業の規制（第三十五条）

第五節 監督（第三十六条・第三十七条）

第六章 雑則（第三十八条―第四十一条）

第七章 罰則（第四十二条―第五十一条）

附則

第一章 総則

第八八条中「前条の下に（第二項を除く。）」を加え、「外を」に改め、同条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十一条 第七條第六項又は第十條第三項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第七條の前の見出しを削り、同条第一項中「第

に違反した者

五 第二十三条第二項の規定に違反した者

六 第二十八条第一項の規定に違反した者

七 第二十八条第二項又は第三十三条第四項の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反した者

八 第二十八条第五項の規定に違反した者

七 第二十八条第一項の次に次の一項を加える。

七 第二十八条第六項又は第三十九条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七條に次の二項を加え、同條を第四十九條とする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項の許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第二十三條第一項第三号又は第四号(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第二十四條第一項の規定に違反した者

四 第二十七條第一項の規定に違反して届出書を提出せず、若しくは第三十三條第一項若しくは第三項の規定に違反して届出書若しくは同條第一項の届出書に係る添付書類を提出せず、又は第二十七條第一項若しくは第三十三條第一項の届出書若しくは同項の届出書に係る同條第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

五 第三十六條の規定に違反して従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

6 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六條の規定に違反した者

二 第七條第五項の規定に違反した者

三 第九條第三項(第二十條第十項において準用する場合を含む。以下この号において同項)を、第二十七條第二項若しくは第三十三條

第二項若しくは第三項の規定に違反して届出書若しくは添付書類(前項第四号に規定するものを除く。以下この号において同じ)を提出せず、又は第九條第三項、第二十七條第二項若しくは第三十三條第二項若しくは第三項若しくは第三十七條第二項若しくは第三項若しくは第四項若しくは第五項若しくは第六項若しくは第七項若しくは第八項若しくは第九項若しくは第十項若しくは第十一項若しくは第十二項若しくは第十三項若しくは第十四項若しくは第十五項若しくは第十六項若しくは第十七項若しくは第十八項若しくは第十九項若しくは第二十項若しくは第二十一項若しくは第二十二項若しくは第二十三項若しくは第二十四項若しくは第二十五項若しくは第二十六項若しくは第二十七項若しくは第二十八項若しくは第二十九項若しくは第三十項若しくは第三十一項若しくは第三十二項若しくは第三十三項若しくは第三十四項若しくは第三十五項若しくは第三十六項若しくは第三十七項若しくは第三十八項若しくは第三十九項若しくは第四十項若しくは第四十一項若しくは第四十二項若しくは第四十三項若しくは第四十四項若しくは第四十五項若しくは第四十六項若しくは第四十七項若しくは第四十八項若しくは第四十九項若しくは第五十項若しくは第五十一項若しくは第五十二項若しくは第五十三項若しくは第五十四項若しくは第五十五項若しくは第五十六項若しくは第五十七項若しくは第五十八項若しくは第五十九項若しくは第六十項若しくは第六十一項若しくは第六十二項若しくは第六十三項若しくは第六十四項若しくは第六十五項若しくは第六十六項若しくは第六十七項若しくは第六十八項若しくは第六十九項若しくは第七十項若しくは第七十一項若しくは第七十二項若しくは第七十三項若しくは第七十四項若しくは第七十五項若しくは第七十六項若しくは第七十七項若しくは第七十八項若しくは第七十九項若しくは第八十項若しくは第八十一項若しくは第八十二項若しくは第八十三項若しくは第八十四項若しくは第八十五項若しくは第八十六項若しくは第八十七項若しくは第八十八項若しくは第八十九項若しくは第九十項若しくは第九十一項若しくは第九十二項若しくは第九十三項若しくは第九十四項若しくは第九十五項若しくは第九十六項若しくは第九十七項若しくは第九十八項若しくは第九十九項若しくは第一百條若しくは第一百零一條若しくは第一百零二條若しくは第一百零三條若しくは第一百零四條若しくは第一百零五條若しくは第一百零六條若しくは第一百零七條若しくは第一百零八條若しくは第一百零九條若しくは第一百一十條若しくは第一百一十一條若しくは第一百一十二條若しくは第一百一十三條若しくは第一百一十四條若しくは第一百一十五條若しくは第一百一十六條若しくは第一百一十七條若しくは第一百一十八條若しくは第一百一十九條若しくは第一百二十條若しくは第一百二十一條若しくは第一百二十二條若しくは第一百二十三條若しくは第一百二十四條若しくは第一百二十五條若しくは第一百二十六條若しくは第一百二十七條若しくは第一百二十八條若しくは第一百二十九條若しくは第一百三十條若しくは第三十三條第三項に、「浴場業の営業」を、浴

場業営業、興行場営業若しくは旅館業に、「又は第四條の五」を、又は第三十五條に、「すみやかに」を、速やかにに改め、同條を第四十二條とし、同條の次に次の三條を加える。

(手数料)
第四十三條 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、条例で定めるところにより都道府県に納めなければならない。

一 第三條第一項の許可を受けようとする者

二 第三條第三項の許可の更新を受けようとする者

三 第五條第四項の許可証の再交付を受けようとする者

四 第七條第一項の承認を受けようとする者

五 第九條第一項の承認を受けようとする者

六 第九條第四項の許可証の替換を受けようとする者

七 第二十條第十項において準用する第九條第一項の承認を受けようとする者

八 第二十四條第六項の講習を受けようとする者

(風俗営業者の団体)
第四十四條 風俗営業者が風俗営業の業務の適正化と風俗営業の健全化を図ることを目的として組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、国家公安委員会又は公安委員会に、名称、事務所所在地その他の総理府令で定める事項を届け出なければならない。

(警察庁長官への権限の委任)
第四十五條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により国家公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる。

第五條第一項中「公安委員会が、第四條の規定により、営業の許可を取り消し、若しくは営業の停止を命じ、第四條の第二項、第四條の第四項若しくは第四條の五の規定により、営業の停止を命じ、又は前條第三項の規定により、営業の廢

止を命じようとするときは、当該営業を営む者又はその代理人の出頭を求めて、公安委員会は、第八條、第二十四條第五項、第二十六條、第三十條、第三十四條第二項、第三十五條又は第三十九條第四項の規定による処分を行うおとすときはは」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

第五條第二項を次のように改める。

2 聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

第五條に次の三項を加え、同條を第四十一條とする。

3 公安委員会は、第四條第一項第一号若しくは第二号に該当すると認められた者又は当該公安委員会があらかじめ指定する医師の診断に基づき同項第四号に該当すると認められた者については、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第八條又は第二十四條第五項の規定による処分を行うことができる。

4 公安委員会は、当該処分に係る者が正当な理由がなくて出頭しないとき、又は当該処分に係る者の所在が不明であるため第一項の通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、同項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで同項前段に規定する処分を行うことができる。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、前條第三項において準用する第三十九條第四項の規定による国家公安委員会の処分について準用する。

第四條の六を削る。

第四條の五の見出し中「停止」を「規制」に改め、同條中「興行場法(昭和二十三年法律第百三十七

第一類第二号 地方行政委員会議録第十五号 昭和五十九年五月十日

号)第一条第二項に規定するものをいう。以下同じ」を、第二条第四項第二号の営業を除く。第三十八條第二項において同じ」に、「代理人、使用人その他の従業者」を「代理人等」に、「こえない」を「超えない」に、「停止」を「全部又は一部の停止」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の一章、章名及び三条を加える。

第五章 監督

(従業者名簿)

第三十六条 風俗営業者、風俗関連営業を営む者及び深夜において飲食店営業を営む者(次条第一項において「風俗営業者等」という。)は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他総理府令で定める事項を記載しなければならない。

(立入検査等)

三十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者等に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員にその営業所(深夜において飲食店営業を営む者に係る営業所にあつては、深夜における当該営業所に限るものとし、個室その他これに類する施設(以下この項において「個室等」という。))を設ける営業所にあつては、客が在室する個室等を除く。)に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(少年指導委員)

第三十八条 公安委員会は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、少年指導委員を委嘱することができる。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

三 生活が安定していること。

四 健康で活動力を有すること。

2 少年指導委員は、風俗営業及び風俗関連営業等(風俗関連営業、飲食店営業及び興行場営業をいう)に関し、少年を指導し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、その他少年の健全な育成に資するための活動で、国家公安委員会規則で定めるところを行う。

3 少年指導委員は、職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 少年指導委員は、名譽職とする。

5 公安委員会は、少年指導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解職することができる。

一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。

三 少年指導委員たるにふさわしくない非行があつたとき。

6 前各項に定めるもののほか、少年指導委員に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定めらる。

(都道府県風俗環境浄化協会)

第三十九条 公安委員会は、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、都道府県に一を限つて、都道府県風俗環境浄化協会(以下「都道府県協会」という。)として指定することができる。

2 都道府県協会は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 風俗環境に関する苦情を処理すること。

二 この法律に違反する行為を防止するための啓発活動を行うこと。

三 少年指導委員の活動を助けること。

四 公安委員会の委託を受けて第二十四条第六項の講習を行うこと。

五 公安委員会の委託を受けて第三条第一項の許可の申請に係る営業所に関し、第四条第二項第一号又は第二号に該当する事由の有無について調査すること。

六 公安委員会の委託を受けて第九条第一項の承認の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号の技術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。

七 前各号の事業に附帯する事業

3 公安委員会は、都道府県協会の財産の状況又はその事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、都道府県協会に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 公安委員会は、都道府県協会が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 都道府県協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第五号又は第六号の規定による調査の業務(次項において「調査業務」という。)に關し知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 調査業務に従事する都道府県協会の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に關しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 都道府県協会の指定の手續その他都道府県協会に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(全国風俗環境浄化協会)

第四十条 国家公安委員会は、都道府県協会の健全な発達を図るとともに、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国風俗環境浄化協会(以下「全国協会」という。)として指定することができる。

2 全国協会は、次に掲げる事業を行うものとする。

一 風俗環境に関する苦情の処理に係る業務を担当する者その他都道府県協会の業務を行う者に対する研修を行うこと。

二 この法律に違反する行為を防止するための以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと。

三 少年の健全な育成に及ぼす風俗環境の影響に關する調査研究を行うこと。

四 都道府県協会の事業について、連絡調整を図ること。

五 前各号の事業に附帯する事業

3 前条第三項、第四項及び第七項の規定は、全国協会について準用する。この場合において、同条第三項中「公安委員会」とあるのは、国家公安委員会と、同条第四項中「公安委員会」とあるのは、国家公安委員会と、「第一項」とあるのは、次条第一項と読み替へるものとする。

第四条の四の見出しを「風俗関連営業の禁止区域等」に改め、同条第一項中「浴場業(公衆浴場法(昭和二十三年法律第三十九号)第一条第一項に規定する公衆浴場を業として經營することをいう。以下同じ。))の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接觸する役務を提供する営業(以下「個室付浴場業」という。))を「風俗関連営業」に改め、「(昭和二十二年法律第六十四号)を削り、「を害する」を「若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす」に、「営むことができない」を「営んではならない」に改め、同条第二項中「を害する」を「若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす」に、「個室付浴場業」を「風俗関連営業」に改め、同条第三項中「公衆浴場法第二条第一項の許可を受けて個室付浴場業」を「前条

第一項の届出書を提出して風俗関連営業に、「当該風俗関連営業」を「当該風俗関連営業」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、風俗関連営業（第二条第四項第三号の営業その他国家公安委員会規則で定める風俗関連営業を除く。）の深夜（午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。）における営業時間を制限することができる。

5 風俗関連営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業に関し客引きをすること。
二 営業所で十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

三 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。
四 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

6 第十六条及び第十八条の規定は、風俗関連営業を営む者について準用する。この場合において、第十六条中「営業所周辺における清浄な」とあるのは、「清浄な」と読み替えるものとする。第四条の四を第二十八条とし、同条の次に次の三條、一節及び節名を加える。

(指示)
第二十九条 公安委員会は、風俗関連営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定（前条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定を除く。）に違反したときは、当該風俗関連営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

第三十条 公安委員会は、風俗関連営業を営む者

又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律に規定する罪（第四十九条第三項第六号及び第七号の罪を除く。）、刑法第七十四條、第七十五條若しくは第八十二條の罪若しくは危害防止法第二章に規定する罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し、若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為を政令で定めるものをしたとき、又は風俗関連営業を営む者がこの法律に基づく処分を違反したときは、当該風俗関連営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む風俗関連営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗関連営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の場合において、当該風俗関連営業を営む者が第二十八条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により風俗関連営業を営んではならないこととされる区域又は地域において風俗関連営業を営む者であるときは、その者に対し、前項の規定による停止の命令に代えて、当該施設を用いて営む風俗関連営業の廃止を命ずることができる。

3 公安委員会は、前二項の規定により風俗関連営業（第二条第四項第四号及び第五号の営業を除く。以下この項において同じ。）の停止又は廃止を命ずるときは、当該風俗関連営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む浴場営業（公衆浴場法第二条第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）、興行場営業（興行場法第二条第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）、又は旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第三条第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）について、八月第一項の規定により風俗関連営業の停止を命ずるときは、その停止の期間を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(標準のほり付け)
第三十一条 公安委員会は、前条第一項の規定に

より風俗関連営業の停止を命じたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該命令に係る施設の出入口の見やすい場所に、総理府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

2 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、前項の規定により標章をはり付けられた施設について、標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

一 当該施設を当該風俗関連営業（前条第三項の規定による停止の命令に係る営業を含む。）の用以外の用に供しようとするとき。
二 当該施設を取り壊そうとするとき。

三 当該施設を増築し、又は改築しようとする場合であつて、やむを得ないと認められる理由があるとき。

3 第一項の規定により標章をはり付けられた施設について、当該命令に係る風俗関連営業を営む者から当該施設を買収した者その他当該施設の使用について権限を有する第三者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

4 何人も、第一項の規定によりはり付けられた標章を破壊し、又は汚損してはならず、また、当該施設に係る前条第一項の命令の期間を経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

第二節 深夜における飲食店営業の規制等
第三十二条 深夜における飲食店営業（第二十六条第二項に規定する飲食店営業をいい、風俗営業又は風俗関連営業に該当するものを除く。以下この条から第三十八条までにおいて同じ。）を

営む者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所の構造及び設備を、国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持すること。
二 深夜において客に遊興をさせないこと。

2 第十四条及び第十五条の規定は、深夜において飲食店営業を営む者について準用する。この場合において、これらの規定中「その営業」とあるのは、「その深夜における営業」と読み替えるものとする。

3 第二十二條（第二号を除く。）の規定は、飲食店営業を営む者について準用する。この場合において、同条第一号中「当該営業」とあるのは、「当該営業（深夜における営業に限る。）」と、同条第三号中「業務」とあるのは、「業務（少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るものを除く。）」と、同条第四号中「十八歳未満」とあるのは、「午後十時から翌日の日出時までの時間において十八歳未満」と、「営業所」とあるのは、「営業所（少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るものを除く。）」と、「ダンス教授所等にあつては、午後十時から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせること」とあるのは、「保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く」と読み替えるものとする。

(深夜における酒類提供飲食店営業の届出等)
第三十三条 パー、酒場その他客に酒類を提供して営む飲食店営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）を深夜において営もうとする者は、営業所ごとに、公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

三 営業所の構造及び設備の概要

2 前項の届出書を提出した物は、当該営業を廃止したとき、又は同項各号(同項第二号に掲げる事項にあつては、営業所の名称に限る。)に掲げる事項に変更(総理府令で定める軽微な変更を除く。)があつたときは、公安委員会に、廃止又は変更に係る事項その他の総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならぬ。

3 前二項の届出書には、営業の方法を記載した書類その他の総理府令で定める書類を添付しなければならぬ。

4 都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、深夜において酒類提供飲食店営業を営むことを禁止することができる。

5 前項の規定に基づく条例の規定は、その規定の施行又は適用の際現に第一項の届出書を提出して深夜において酒類提供飲食店営業を営んでいる者の当該営業については、適用しない。(指示等)

第三十四条 公安委員会は、飲食店営業を営む者(以下この条において「飲食店営業者」という。)又はその代理人等が、当該営業に関し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該飲食店営業者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

2 公安委員会は、飲食店営業者又はその代理人等が、当該営業に関し、法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害

し、若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は飲食店営業者がこの法律に基づく処分を違反したときは、当該飲食店営業者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第三節 興行場営業の規制

第四節の二及び第四節の三を削る。

第四節の見出しを「営業の停止等」に改め、同条第一項中「風俗営業を営む者」を「風俗営業者」に、「代理人、使用人その他の従業者」を「代理人等」に、「法令又は前条の規定に基づく都道府県の条例に違反する行為をした場合において、善良の風俗を害する虞があるときは、営業」を「法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は風俗営業者がこの法律に基づく処分(指示を含む。第三十条第一項及び第三十四条第二項において同じ。若しくは第三十三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該風俗営業者に対し、当該風俗営業」に、「若しくは六月を超えない」を「又は六月を超えない」に、「営業の停止を命じ、又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をする」を「当該風俗営業の全部若しくは一部の停止を命ずる」に改め、同条第二項中「第一条第四号及び第七号」を「第二条第一項第四号、第七号及び第八号」に、「若しくは」を「又は」に、「当該営業」を「当該風俗営業」に、「飲食店営業(食品衛生法(昭和二十二年法律第二十三号)第二十一条第一項の許可に係るものをいう。以下同じ。)」を「飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業をいう。であつて、食品衛生法(昭和二十二年法律第二十三号)第二十一条第一項の許可を受け、営むもの)」に、「こえない」を「超えない」に改め、「営業の下に」を「全部又は一部の」を加え、同条第三項を削り、同条を第二十六条とし、同条の次に

次の章名、節名及び一条を加える。

第四章 風俗関連営業等の規制

第一節 風俗関連営業の規制

(営業等の届出)

第二十七条 風俗関連営業を営もうとする者は、風俗関連営業の種類(第二条第四項各号に規定する風俗関連営業の種類をいう。以下同じ。)に応じて、営業所ごとに、公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 風俗関連営業の種類
四 前三号に掲げるものは、総理府令で定める事項

2 前項の届出書を提出した者は、当該風俗関連営業を廃止したとき、又は同項各号(第三号を除く。)に掲げる事項(同項第二号に掲げる事項にあつては、営業所の名称に限る。)に変更があつたときは、公安委員会に、廃止又は変更に係る事項その他の総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

第三節の見出しを「(条例への委任)」に改め、同条中「都道府県」を「第十二条から第十九条まで及び前条第一項に定めるもののほか、都道府県」に、「風俗営業を営もうとする者の資格並びに風俗営業における営業の場所、営業時間、営業を営む者の行為及び営業所の構造設備」を「風俗営業者の行為」に、「を害する行為を防止するために」を「若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の四条を加える。

(禁止行為)
第二十二條 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 当該営業に関し客引きをすること。
二 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさ

せ、又は客の相手となつてダンスをさせること。

三 営業所で午後十時から翌日の日出時までの時間において十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

四 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること(ダンス教授所等にあつては、午後十時から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせること)。

五 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

(遊技場営業者の禁止行為)

第二十三條 第二条第一項第七号の営業(ばちんこ屋その他政令で定めるものに限る。)を営む者は、前条の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
一 現金又は有価証券を賞品として提供すること。

二 客に提供した賞品を買い取ることを。
三 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物(次号において「遊技球等」という。)を客に営業所外に持ち出させること。

四 遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること。
2 第二条第一項第七号のまじやん屋又は同項第八号の営業を営む者は、前条の規定によるほか、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

3 第一項第三号及び第四号の規定は、第二条第一項第八号の営業を営む者について準用する。(営業所の管理者)

第二十四條 風俗営業者は、営業所ごとに、当該営業所における業務の実施を統括管理する者のうちから、第三項に規定する業務を行う者として、管理者一人を選任しなければならない。ただし、管理者として選任した者が欠けるに至つたときは、その日から十四日間は、管理者を選任しておかなくてもよい。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者

となることができない。

一 未成年者
二 第四条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当する者

3 管理者は、当該営業所における業務の実施に
関し、風俗営業者又はその代理人、使用人その他
の従業者(以下「代理人等」という。)に対し、
これらの者が法令の規定を遵守してその業務を
実施するため必要な助言又は指導を行い、その
他当該営業所における業務の適正な実施を確保
するため必要な業務で国家公安委員会規則で定
めるものを行うものとする。

4 風俗営業者又はその代理人等は、管理者が前
項に規定する業務として行う助言を尊重し、又
はその業務として行う指導に従わなければならない。
5 公安委員会は、管理者が第二項第二号に該当
すると認めるとき、又はその者がその職務に関
し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に
違反した場合において、その情状により管理者
として不適当であると認めるときは、風俗営業
者に対し、当該管理者の解任を命ずることがで
きる。

6 公安委員会は、第三項に規定する管理者の業
務を適正に実施させるため必要があると認め
るときは、国家公安委員会規則で定めるところに
より、管理者に対する講習を行うことができ
る。

7 風俗営業者は、公安委員会からその選任に係
る管理者について前項の講習を行う旨の通知を
受けたときは、当該管理者に講習を受けさせな
ければならない。
(指示)

第二十五条 公安委員会は、風俗営業者又はその
代理人等が、当該営業に関し、法令又はこの法
律に基づく条例の規定に違反した場合におい
て、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害
し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそ
れがあると認めるときは、当該風俗営業者に対

し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害す
る行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行
為を防止するため必要な指示をすることができ
る。
第二条の二を削る。
第二条第一項中「前条の営業」を「風俗営業」に、
「当該都道府県が条例で定めるところにより、」を
「風俗営業の種別(前条第一項各号に規定する風俗
営業の種別をいう。以下同じ。)に応じて、営業所
ごとに、当該営業所の所在地を管轄する」に改め、
同条第二項を次のように改める。

2 公安委員会は、善良の風俗若しくは清浄な風
俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障
害を及ぼす行為を防止するため必要があると認
めるときは、その必要の限度において、前項の
許可に条件を付し、及びこれを変更することが
できる。
第二条第三項中「前条第七号」を「前条第一項第
七号」に改め、同条を第三号とし、同条の次に次
の八号、章名及び九号を加える。
(許可の基準)

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受け
ようとする者が次の各号のいずれかに該当する
ときは、許可をしてはならない。
一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で
復権を得ないもの
二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せら
れ、又は第四十九条第一項に規定する罪、刑
法(明治四十年法律第四十五号)第百七十四
条、第百七十五条、第百八十二条、第百八十八
条、第百八十九條、第百九十条の二、第百九十二
条、第百九十三条の二、第百九十四条の二、第百九
十五条若しくは第百八十六条の罪、売春防止法
(昭和三十一年法律第百八十八号)第二章に規定
する罪若しくは職業安定法(昭和二十二年法律
第百四十一号)第六十三條第二号の罪を犯
し、若しくは労働基準法(昭和二十二年法律
第四十九号)第六十三條第二号若しくは児童
福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三
十四条第一項第五号、第六号若しくは第九号
の規定に違反して一年未満の懲役若しくは罰

金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は
執行を受けることがなくなつた日から起算し
て五年を経過しない者
三 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為そ
の他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員
会規則で定めるものを行うおそれがあると認
めるに足る相当な理由がある者
四 精神病者又はアルコール、麻薬、大麻、あ
へん若しくは覚せい剤の中毒者
五 第二十六条第一項の規定により風俗営業の
許可を取り消され、当該取消の日から起算
して五年を経過しない者(当該許可を取り消
された者が法人である場合においては、当該
取消に係る期間の期日及び場所が公示され
た日前六十日以内に当該法人の役員(業務を
執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者
をいう、相談役、顧問その他いかなる名称を
有する者であるかを問わず、法人に対し業務
を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる
者と同等以上の支配力を有するものと認めら
れる者を含む。以下この項において同じ。)で
あつた者で当該取消の日から起算して五年
を経過しないものを含む。)
六 第二十六条第一項の規定による風俗営業の
許可の取消処分に係る期間の期日及び場所が
公示された日から当該処分をする日又は当該
処分をしないことを決定する日までの間に第
十条第一項第一号の規定による許可証の返納
をした者(風俗営業の廃止について相当な理
由がある者を除く)で当該返納の日から起算
して五年を経過しないもの
七 前号に規定する期間内に合併により消滅し
た法人又は第十条第一項第一号の規定による
許可証の返納をした法人(合併又は風俗営業
の廃止について相当な理由がある者を除く)
の前号の公示の日前六十日以内に役員であつ
た者で当該消滅又は返納の日から起算して五
年を経過しないもの
八 営業に関し成年者と同一の能力を有しない

未成年者。ただし、その者が風俗営業者の相
続人であつて、その法定代理人が前各号のい
ずれにも該当しない場合を除くものとする。
九 法人でその役員のうち第一号から第七号
までのいずれかに該当する者があるもの
公安委員会は、前条第一項の許可の申請に係
る営業所につき次の各号のいずれかに該当する
事由があるときは、許可をしてはならない。

1 営業所の構造又は設備(次項に規定する遊
技機を除く。第九号、第十二条及び第三十九
条第二項第六号において同じ。)が風俗営業の
種別に於いて国家公安委員会規則で定める技
術上の基準に適合しないとき。
2 営業所が、良好な風俗環境を保全するため
特にその設置を制限する必要があるものとし
て政令で定める基準に従ひ都道府県の条例で
定める地域内にあるとき。
三 営業所に第二十四条第一項の管理者を選任
すると認められないことについて相当な理由
があるとき。

3 第二条第一項第七号の営業(ばちんこ屋その
他政令で定めるものに限る。)については、公安
委員会は、当該営業に係る営業所に設置される
遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあ
るものとして国家公安委員会規則で定める基準
に該当するものであるときは、当該営業を許可
しないことができる。
(許可の手續及び許可証)
第五条 第三条第一項の許可を受けようとする者
は、公安委員会に、次の事項を記載した許可申
請書を提出しなければならない。この場合にお
いて、当該許可申請書には、営業の方法を記載
した書類その他の総理府令で定める書類を添付
しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名
二 営業所の名称及び所在地
三 風俗営業の種別
四 営業所の構造及び設備の概要

第一類第二号 地方行政委員会議録第十五号
昭和五十九年五月十日

五 第二十四条第一項の管理者の氏名及び住所
六 法人にあつては、その役員の名及び住所
2 公安委員会は、第三条第一項の許可をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

3 公安委員会は、第三条第一項の許可をしないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証の揭示義務)
第六条 風俗営業者は、許可証を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

第七条 風俗営業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該風俗営業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ)が被相続人の営んでいた風俗営業を引き継ぎ営もうとするときは、その相続人は、国家公安委員会規則で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に公安委員会に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした風俗営業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第一項の規定は、第一項の承認の申請をした相続人について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る風俗営業者の地位を承継する。

5 第一項の承認の申請をした相続人は、その承認を受けたときは、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に提出して、その書換えを受けなければならない。

6 前項に規定する者は、第一項の承認をしない旨の通知を受けたときは、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に返納しなければならない。

(許可の取消し)
第八条 公安委員会は、第三条第一項の許可を受けた者(前条第一項の承認を受けた者を含む。以下「各号」において同じ)について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により当該許可又は承認を受けたこと。
二 第四条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当していること。
三 当該許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。
四 三月以上所在不明であること。

(構造及び設備の変更等)
第九条 風俗営業者は、増築、改築その他の行為による営業所の構造又は設備の変更(総理府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。

2 公安委員会は、前項の承認の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号の技術上の基準及び第三条第二項の規定により公安委員会が付した条件に適合していると認めるときは、前項の承認をしなければならない。

3 風俗営業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 第五条第一項各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる事項(同項第二号に掲げる事項にあつては、営業所の名称に限る。)に変更があつたとき。

二 営業所の構造又は設備につき第一項の軽微な変更をしたとき。
4 前項第一号の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(許可証の返納等)
第十条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証(第四号の場合にあつては、預見し、又は回復した許可証)を公安委員会に返納しなければならない。

一 風俗営業を廃止したとき。
二 許可が取り消されたとき。
三 許可の有効期間の経過により、許可が効力を失つたとき。
四 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を預見し、又は回復したとき。

2 前項第一号の規定による許可証の返納があつたときは、許可は、その効力を失う。

3 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき(第一号に掲げる場合にあつては、相続人が第七条第一項の承認の申請をしなかつたときに限る。)、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、許可証を公安委員会に返納しなければならない。

1 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(名義貸しの禁止)
第十一条 第三条第一項の許可を受けた者は、自己の名義をもつて、他人に風俗営業を営ませてはならない。

第三章 風俗営業者の遵守事項等
第十二条 風俗営業者は、営業所の構造及び設備を、第四条第二項第一号の技術上の基準に適合

するよう維持しなければならない。
(営業時間の制限)
第十三条 風俗営業者は、午前零時(都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日にあつては、午前零時以後においてその定める時)から日出時までの時間において、その営業を営んでならない。

2 都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、前項の規定によるほか、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができる。

(照度の規制)
第十四条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度を、風俗営業の種別に応じて国家公安委員会規則で定める数値以下としてその営業を営んでならない。

(騒音及び振動の規制)
第十五条 風俗営業者は、営業所周辺において、政令で定めるところにより、都道府県の条例で定める数値以上の騒音又は振動(人声その他その営業活動に伴う騒音又は振動に限る。)が生じないように、その営業を営まなければならない。

(広告及び宣伝の規制)
第十六条 風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。

(料金の表示)
第十七条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その営業に係る料金で国家公安委員会規則で定める種類のもの、営業所において客に見やすいように表示しなければならない。

(年少者の立入禁止の表示)
第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で

定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨（第二条第一項第四号の営業（専ら客にダンスを教授するための営業に限る）に係る営業所で少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの及び同項第八号の営業に係る営業所（第二十二條第四号において「ダンス教授所等」という。）にあつては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨）を営業所の入り口に表示しなければならぬ。

（遊技料金等の規制）
第十九條 第二条第一項第七号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度（まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金）に関する基準に従ひ、その営業を営まなければならない。

（遊技機の規制及び認定等）
第二十条 第四条第三項に規定する営業を営む風俗営業者は、その営業所に、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして同項の国家公安委員会規則で定める基準に該当する遊技機を設置してその営業を営んではならない。

2 前項の風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該営業所における遊技機につき同項に規定する基準に該当しない旨の公安委員会の認定を受けることができる。

3 国家公安委員会は、政令で定める種類の遊技機の型式に関し、国家公安委員会規則で、前項の公安委員会の認定につき必要な技術上の規格を定めることができる。

5 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、第二項の認定又は前項の検定に必要な試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を、民法明治二十九年法律第八十九号（第三十四條の規定により設立された法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者（以下指定試験機関」という。）に行わせることができる。

6 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関し、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 第二項の認定、第四項の検定又は第五項の試験を受けようとする者は、実費を勘案して国家公安委員会規則で定める額の手数料を、条例（第五項の指定試験機関が行う試験に係る手数料にあつては、国家公安委員会規則）で定めるところにより納めなければならない。

9 前項の手数料は、都道府県（第五項の指定試験機関が行う試験に係る手数料にあつては、当該指定試験機関）の収入とする。

10 第九條第一項、第二項及び第三項第二号の規定は、第一項の風俗営業者が設置する遊技機の増設、交替その他の変更について準用する。この場合において、同条第二項中「第四条第二項第一号の技術上の基準及び」とあるのは、「第四条第三項の基準に該当せず、かつ」と読み替へるものとする。

11 第四項の型式の検定、第五項の指定試験機関その他第二項の規定による認定及び前項において準用する第九條第一項の承認に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

を国家公安委員会規則に改め、「（これにより難い特別の事情がある場合において、都道府県が条例で十ルクスに満たない限度を定めるときは、その限度）を削り、同条第六号中「見たとす」を「見通す」に改め、「（これにより難い特別の事情がある場合において、都道府県が条例で五平方メートルに満たない広さを定めるときは、その広さ）を削り、同条第七号中「廣」を「おそれ」に改め、同条に次の一号を加ふる。

八 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

2 この法律において「風俗営業者」とは、次条第一項の許可又は第七條第一項の承認を受けて風俗営業を営む者をいう。

3 この法律において「接待」とは、飲酒的雰囲気を感じ出す方法により客をもてなすことをいう。

4 この法律において「風俗関連営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
一 浴場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業
二 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを

經營する営業
三 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この号において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業
四 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真その他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
五 前各号に掲げるもののほか、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業（性風俗に関するものに限る。）として政令で定めるもの

第一章 風俗営業の許可等
第一条として次の一条を加ふる。
（目的）
第一条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び風俗関連営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（新たに風俗営業に該当することとなる営業に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「新法」という。）第二条第一項第八号の規定により新たに風俗営業に該当することとなる営業を営んでいる者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から三月を経過する日

(その者がその日以前に新法第五條第一項の規定による許可申請書を提出した場合にあつては、新法第三條第一項の許可又は新法第五條第三項の規定による通知がある日)までの間は、新法第三條第一項の許可を受けないで、引き続き当該営業を営むことができる。

2 前項に規定する者が施行日から三月を経過する日までの間に当該営業について新法第五條第一項の規定による許可申請書を提出した場合における当該許可申請書に係る営業所については、新法第四條第二項の規定の適用については、同項中「各号」とあるのは「各号(第二号を除く。）」とする。

(従前の風俗営業に関する経過措置)
 第三條 この法律の施行の際現に改正前の風俗営業等取締法(以下「旧法」という)第二條第一項の許可を受けて風俗営業を営んでいる者は、当該営業につき新法第三條第一項の許可を受けて風俗営業を営んでいる者とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第二條第一項の規定に基づく条例(条例に基づく公安委員会規則を含む)の規定により交付を受けている許可証は、新法第五條第二項の規定により交付を受けた許可証とみなす。

(風俗関連営業に関する経過措置)
 第四條 この法律の施行の際現に風俗関連営業を営んでいる者については、施行日から一月を経過する日(その日以前に新法第二十七條第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあつては、その提出した日)までの間は、同項及び新法第二十八條(第四項から第六項までを除く)の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者(この法律の施行の際現に旧法第四條の四第一項の規定又は同法第二項の規定に基づく条例の規定により同法第一項の個室付浴場業を営むことができなかつたこととされた区域又は地域において新法第二條第四項第一号の営業を営んでいる者(旧法第四條の四第三項の営業を営んでいる者を除く。))が

施行日から一月を経過する日までの間に当該営業について新法第二十七條第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合においては、当該届出書に係る風俗関連営業を営んでいる者は、新法第二十八條第三項の規定の適用については、この法律の施行の際現に新法第二十七條第一項の届出書を提出して当該風俗関連営業を営んでいる者とみなす。

(深夜における酒類提供飲食店営業に関する経過措置)
 第五條 前條の規定は、この法律の施行の際現に深夜において酒類提供飲食店営業を営んでいる者について準用する。この場合において、同法第一項中「新法第二十七條第一項各号」とあるのは「新法第三十三條第一項各号」と、同項及び第二十八條(第四項から第六項までを除く。))とあるのは「同項」と、同法第二項中「新法第二十七條第一項各号」とあるのは「新法第三十三條第一項各号」と、同法第三十三條第五項中「新法第二十七條第一項」とあるのは「新法第三十三條第一項」と読み替へるものとする。

(行政処分等に関する経過措置)
 第六條 この法律の施行前にした行為に係るこの法律の施行後における許可の取消し、停止その他の処分については、なお従前の例による。

2 旧法の規定により公安委員会がした許可の取消し、停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は旧法の規定によりなされた許可の申請その他の行為は、新法の規定により公安委員会がした許可の取消し、停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は新法の規定によりなされた許可の申請その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)
 第七條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(児童福祉法の一部改正)
 第八條 児童福祉法の一部を次のように改正する。
 第三十四條第一項第四号の三中「風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第一條第一号から第六号までに掲げる」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二條第一項第一号から第六号までに掲げる営業及び同法第四項の風俗関連営業に該当する」に改める。

(旅館業法の一部改正)
 第九條 旅館業法の一部を次のように改正する。
 第八号第二号中「風俗営業等取締法」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に、「第一條第一号から第六号まで」を「第二條第一項第一号から第六号まで」に改める。

(建築基準法の一部改正)
 第十條 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
 別表第二(イ)項第七号中「風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第四條の四第一項の個室付浴場業」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二條第四項第一号に該当する営業」に改める。

理由
 最近における風俗環境の変化と少年非行の増大の傾向にかんがみ、風俗営業及び風俗関連営業等に関し、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するとともに、風俗営業の健全化とその業務の適正化に資するため、風俗営業に関し、営業者の資格、営業時間、営業の場所、営業者の遵守事項等についての規定を整備し、管理者の制度を創設する等の措置を講ずるとともに、風俗関連営業等に関し、営業の場所、営業時間等の規制その他必要な規定の整備を行い、あわせて少年指導委員、風俗環境浄化協会の指定等の制度を設ける等の必要

がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第二号 地方行政委員会議録第十五号 昭和五十九年五月十日

昭和五十九年五月二十二日印刷

昭和五十九年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D